



平成16年(行ウ)第15号

原告 市民オンブズパーソン栃木外二名  
被告 宇都宮市上下水道事業管理者外一名

2005(平成17)年9月9日

被告 宇都宮市上下水道事業管理者  
上下水道局長 今井利男

代理人弁護士 渋川 孝夫

指定代理人 郷間 勝 

指定代理人 関口 修 

指定代理人 篠崎 善 

宇都宮地方裁判所第2民事部御中

### 準備書面(1)

#### 第1 はじめに

本件で問題となっている湯西川ダム建設事業の当初総事業費は約880億円で、宇都宮市の負担金はその8.7%約76億5,600万円であった(乙第2号証8、9頁)が、平成16年湯西川ダムの建設に関する基本計画の変更にもない総事業費は約1,840億円となり、宇都宮市はその5%の約92億円を負担することとなった(乙第3号証8、9頁)。なお、湯西川ダムの概要は乙第1、2、3号証記載のとおりである。

ところで湯西川ダム建設にあたってその建設事業に係る負担金は次の三つから成っている。一つはダム建設負担金であり、ダム使用权の設定予定者が特定多目的ダム法第7条1項の規定にもとづきその費用の一部を負担するもので、宇都宮市はその5%に相当する約92億円を負担する(乙第3号証8、9頁)。

二つめは水源地域対策特別措置法に係る負担金である。これは同法によって指定されているダム(本件湯西川ダムも昭和61年3月に指定を受けている)について同法にもとづき、水没地域の生活環境や産業基盤等の整備に要する経費の一部を宇都宮市が負担する。その額は総負担金額169億0981万7,000円の14.43%に相当する約24億4,000万円で、平成15年9月から平成16年9月までの一年間に宇都宮市は1億6,026万4,000円を支出した。

三つめは現行の水源地域対策制度(公共補償、水源地域対策特別措置法)にもとづく事業を補完し、ダム建設促進、水没関係住民の生活安定、水没関係地域の発展に資することを目的として設立された「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」に係る基金事業負担金である。その負担については関係県と基金の間で協定書が締結され、さらに栃木県と宇都宮市水道事業管理者の間で平成6年3月17日に「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書」(乙第4号証)が結ばれ、栃木県の負担部分(15.2%)を宇都宮市水道事業管理者が負担することとなった。ちなみに平成16年までの事業費は13億4229万6981円であって、うち宇都宮市水道事業管理者は2億0402万9461円を負担した。

## 第2 財務会計行為

言うまでもないことであるが、本件訴訟は所謂住民訴訟でありその対象は違法な行為でなければならない。ところで、本件訴訟の対象となっている財務会計行為は、これら三つの上記支出金、換言するなら「特定多目的ダム法第7条に基づく建設負担金」(請求の趣旨第1項1)及び「水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金」(請求の趣旨第1項2)並びに「財団法

人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」(請求の趣旨第1項3)の各支出であるが、これら負担金の支出はいずれも前述のとおり法的根拠を有している。すなわち、「特定多目的ダム法第7条に基づく建設負担金」(請求の趣旨第1項1)は特定多目的ダム法第7条の規定に、また「水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金」(請求の趣旨第1項2)は水源地域対策特別措置法第12条第1項にもとづいて支出される。さらに、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」(請求の趣旨第1項3)は、栃木県と宇都宮市水道事業管理者の間で結ばれた前記「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書」にもとづいて支出される。このように、これら支出はいずれも法的根拠に裏付けられているものであって、なぜにこうした支出が違法となるのであろうか。

さらに、より緻密に述べるなら、本件のような住民訴訟にあつては地方公共団体の財務会計行為の違法の是正がそもそもの目的であつて、訴訟の対象は地方自治法242条1項に定められている公金の支出、財産の取得等の財務会計上の行為及び公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実とされている。したがって当然のことながらまずもって誰のいかなる作為又は不作為が問題とされるのか特定される必要がある。その場合、例えば支出の原因となる契約あるいは具体的な支出の決定といったようないわゆる支出負担行為が特定されなければならない。ところが本訴請求にあつては原告からはそうした特定はいまだなされておらず、ただ漫然と公金の支出が違法と主張されるのみである。換言するならば具体的にいかなる財務会計上の行為が対象で、どこにどのような違法があるのかが明らかにされる必要がある。

なお、請求の趣旨第2項(権利の行使を怠る事実の違法確認)については既に答弁書2頁で詳述したとおりである。